

sunny good shops 利用約款

第1条 用語の定義

1. 「sunny good shopsサービス（以下、「本サービス」という）」とは、本サービス利用者がインターネットを通じて送信した電子情報を、弊社指定のサーバーに保存または登録し、当該電子情報の閲覧を希望する者の指定されたiOS搭載デバイス（iOS搭載スマートフォン端末及びタブレット端末等）及びAndroid OS搭載デバイス（Android OS搭載スマートフォン端末及びタブレット端末等）宛に配信するサービスを主とした各種のASPサービスをいう。
2. 「クライアント」とは、本約款に従い、弊社より有償で本サービスの提供を受け、弊社に情報が登録され、本サービスを自ら利用することが出来る個人または法人もしくはその他の社団をいう。
3. 「ユーザー」とは、弊社及びクライアントによる募集等を通じ、本サービスにより発信する電子情報を自ら受信可能な設定をした者をいう。
4. 「登録メールアドレス」とは、有効に送信可能なクライアントの電子メールアドレスをいう。
5. 「本サービス申込書」とは、本サービスの内訳に応じ、弊社が指定する専用の申込書及びWEBサイトの申込フォーム（利用時点で設定される弊社指定の商品価格表その他弊社が発行する付属資料、または弊社WEBサイト等にて容易に確認が可能な資料、または利用店追加もしくはオプションの追加等を申請するための各種申込書を含む）をいい、当該申込書に附される細則は、本約款の一部を構成するものとする。
6. 「本契約」とは、本約款に従い、弊社が本サービスの提供を行い、もしくは本サービスの利用希望者が本サービスを利用し、もしくは継続するための契約をいう。

第2条 秘密保持

1. クライアントならびに弊社は、本サービスを利用する上で知り得た、互いの営業上の秘密情報ならびに技術情報、ノウハウ、経営情報（利用者の名称、住所等）等（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、相手方の許諾を得ずに当該秘密情報を第三者に開示、もしくは漏洩し、または、本サービスを利用する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の秘密情報については、各当事者は、秘密保持義務を負わないものとする。
 - (1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有し、または第三者から入手していたことを立証出来るもの。
 - (2) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - (3) 相手方より開示を受けた後、自己の責によらず公知公用となったもの。
 - (4) 当事者が独自に創作したもの。

第3条 本約款及び本サービスの変更等

1. 本約款は、本サービスに関し、クライアントその他の利用者に適用されるものとする。
2. 本サービスの性質に応じ設けられる特約及び本サービス申込書に定める料金規定等の細則は、本約款の一部を構成するものとする。但し、本サービス申込書が電子的に発行される場合、当該細則とは、本サービス利用の申込みを行うために必要な所定の手続において、弊社が当該手続にて記載する一切の内容をいう。
3. 弊社は、本サービスの利用料金、本サービスの内容に関する規定等を含め、本約款を随時変更することが出来、以後、本サービスの利用条件その他本契約の内容は、変更後の規定を適用するものとする。
4. 弊社は、前項の変更を行う場合、クライアントに対し電子メールその他弊社が適当と判断する方法により当該変更内容を通知するものとする。但し、急を要しまたは既存のクライアントの利用条件の重要な変更を伴わないと判断したときは、この限りではない。
5. 弊社は、クライアントへの予告なく、本約款で包括的に定める範囲内で、本サービスの内容の一部を変更または追加することが出来るものとする。但し、当該変更に伴い生じた利用者の損害につき、一切の責を負わないものとする。
6. 本約款は、弊社が指定する場合に、電子的に発行される場合があるものとする。

第4条 契約及び利用料金

1. 本サービスの利用希望者（以下「申込者という」）は、本約款及び本サービス申込書等に記載される内容に同意した後は、遅滞なく本サービス申込書等に記載される所定の料金の支払いをし、必要事項を記入した本サービス申込書を送信することで、本サービスの利用を申込みものとする。弊社は、本サービス申込書の到着及び当該料金の支払いを確認し、且つ本サービスの提供が可能になり次第、速やかに申込者が申告した住所、電話番号またはメールアドレス（以下「申込者連絡先」という）宛に本サービスの利用開始に関する案内（以下「本サービス利用開始案内」という）を送信する。
2. 本契約の効力は、申込者が前項の方法により申込みを行い、弊社がこれに対し本サービス利用開始案内を申込者に通知したときから生じるものとし、弊社は、申込みを受けてから承諾を行うまでの間に、クライアントとして申込者の情報登録を行うことがある。
3. 弊社は、次のいずれかに該当すると判断した場合、第1項に定める申込みを拒絶することが出来るものとし、当該申込みを拒絶した場合、その旨を該当する申込者に対し通知するものとする。なお、弊社は、当該申込者に対し、申込みを拒絶した事に関して何らの責を負わないものとし、また、申込みを拒絶した理由を説明しまたは開示する義務を負わないものとする。
 - (1) 本サービスに関連する弊社指定のサーバーその他弊社が運用または管理する設備、端末、ソフトウェア等の運用、保守が技術上困難になる場合、またはその恐れがある場合。
 - (2) 本サービスの申込みに関する弊社への届出事項に虚偽の記載または必要事項の記入漏れがある場合。
 - (3) クライアントの信用状態が極度に低いと判断する場合。
 - (4) 以下のいずれかに該当する業務を運営する店舗など
 - a. 風俗営業許可第1号営業 キャバレー、キャバクラ等
 - b. 風俗営業許可第2号営業 料理店、社交飲食店(料亭やクラブ)
 - c. 風俗営業許可第3号営業 ダンス飲食店(ディスコ、クラブ)
 - d. 風俗営業許可第4号営業 ダンスホール等
 - e. 風俗営業許可第5号営業 低照度飲食店(カップル喫茶等)
 - f. 風俗営業許可第6号営業 区画席飲食店(カップル喫茶等)
 - g. 風俗営業許可第7号営業 ダンスホール等
 - h. 風俗営業許可第8号営業 ゲームセンター
 - (5) その他本サービスを提供することが不適切または不都合であると弊社が判断する場合。
4. 利用開始日とは、本サービス利用開始案内を申込者に通知した日のことをいう。

第5条 本サービスの提供期間

1. 本契約の成立後、弊社は、別段の明示的な定めのない限り、クライアントに対し本サービスを当初1ヶ月間提供するものとする（以下「最低利用期間」という）。従って、クライアントと弊社との間で本契約が成立した場合、第4条第2項に従い、当該契約は、その成立日をもって発効するとともに、本サービス利用開始日から起算して1ヶ月間が経過するまでの間、有効に存続するものと

- し、また、当該有効期間中、クライアントは第20条に定める場合を除き、本契約を解約出来ないものとする。
2. クライアントまたは弊社から、相手方に所定の方法により契約の更新を拒絶する通知（以下「更新拒絶通知」という）を送付し、到達しない限り、本契約は、最低利用期間の経過後も1ヶ月毎に自動的に更新が行われるものとする。
 3. 更新拒絶通知は、第1項及び第2項に定める本契約の有効期間が満了する月の前月の末日までに、クライアントまたは弊社から本約款に従い本契約を終了する旨を電子メールまたは書面にて相手方に通知するものとする。
 4. クライアントが申込を行った本サービスの種別等に応じ別途に規定が設けられている場合、第1項もしくは第2項は適用を除外され、当該規定が優先的に適用されるものとする

第6条 本サービス利用開始のための設定

クライアントは、第4条に従い本サービスの利用を申込みと同時に、第7条に定める本サービスの代金決済の手段として、クレジットカード決済をするために必要な弊社指定の手続きを行い、本契約の有効期間に発生した利用料金はこの方法により弊社に支払うものとする。但し、弊社がこれと異なる指定をした場合、クライアントは当該指定に従うものとする。

第7条 対価

1. 本サービス利用の対価は、本サービス申込書等に定める、所定の「初期費用」及び「利用料金」からなるものとする。クライアントは、本約款もしくは本サービス申込書に定める支払方法に基づき、当該対価を、弊社に対して支払うものとする。但し、別段の明示的な定めがある場合を除き、弊社への送金時に要した手数料はクライアントが負担するものとする。
2. クライアントは、所定の「初期費用」が発生する場合には弊社が別途指定する方法によりこれを支払うものとする。
3. クライアントが使用するコンピュータ機器及び通信機器などの設置に関する費用、本サービスを利用するために要した電話料金及びデータ通信料金、クライアント側で契約した専用線などの利用料及び申請料金は、クライアントの負担とする。
4. 申込者もしくはクライアントから所定の利用料金を超過した金額の支払等があった場合、第19条または第20条による場合を除き、弊社は原則として当該超過金の一部を次回以降の利用料金等として充当することが出来るものとする。

第8条 通知物や物品の発送

1. 弊社からクライアントへの通知は、通知内容を記載した電子メールもしくは書面を発信し、または弊社が指定するWEBサイトに掲載する等、弊社が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 弊社は、原則として請求書の発行はしないものとする。なお請求書の発行を依頼する場合、第6条の方法により別途定める事務手数料を支払うものとする。
3. 第1項における電子メールの送信にあたっては、クライアントから申告されたメールアドレス（第11条による変更後のものを含む。）をもって送信先アドレスとする。
4. 第1項から第3項までの規定に基づき、弊社からクライアントへの通知を電子メールの送信または弊社が指定するWEBサイトへの掲載により行う場合、当該通知は、通知内容が所定のサーバー内に入力された時点でクライアントに到達したものとみなし、クライアントが実際に確認を行ったことまでを必要としないものとする。
5. 申告されたクライアントの住所（第11条による変更後のものを含む。）宛に弊社から送信した発送物が、宛先不明、留置期間経過等によって返送された場合、当該発送物を発信した日の翌日を含め、発信日の3日後に到達したものとみなす。

第9条 登録情報等の管理

1. 弊社は、クライアントが本サービスを通じ弊社へ登録を行ったデータを善良なる管理者の注意により管理するが、当該データの存続を保証するものではない。
2. 弊社は、次のいずれかに該当すると弊社が判断する場合、クライアントの事前の承諾を得ることなく、弊社のサーバーに保存、登録されている電子メール、メールアドレスその他各種データの全部または一部を当該サーバーから削除、もしくは消去することが出来る。
 - (1) クライアントが本約款に違反した場合
 - (2) 第三者、弊社の権利、財産、プライバシー、信用等を保護する必要がある場合
 - (3) クライアントと第三者との紛争、または第三者から弊社に対する苦情、問い合わせ等がなされたことにより、弊社の業務に支障が生じ、もしくは損害を受け、またはその恐れがある場合
 - (4) 解約または解除等の事由により本契約が終了した場合

第10条 クライアント及びユーザーの情報

1. クライアントは、本サービスの申込みと同時に、本サービスの利用にあたり弊社に届け出た情報、本サービスに関連して弊社指定のサーバー等に記録されるアクセス記録、及び履歴その他の本サービスに関するクライアントもしくはユーザーの情報等の弊社による取扱に関して、別途定める「プライバシーポリシー」等に全て同意したものとみなす。
2. 弊社は、本約款及び「個人情報に関する同意条項」に従い、ユーザーに対し、アプリケーション、登録メールアドレスもしくはWEBブラウザ等を通じて弊社が指定する情報を直接配信する。
3. クライアントは、弊社による前項の情報配信につき本サービス申込と同時に同意したものとし、ユーザーへは登録の前にその旨を合理的な方法で伝えるものとする。
4. クライアントは、本サービスの申込みと同時に、クライアントが本サービスを適切に利用するために、弊社が必要と判断して第三者に本サービス運用の一部を委託し、もしくは第三者と提携する場合は、弊社が「プライバシーポリシー」等に従い、当該第三者に必要最低限の情報を通知することについて同意したものとみなす。
5. クライアントは、ユーザーとの間における顧客対応等を通じて知り得た個人の情報に関しては、第一義的にクライアントが自己の責任の下厳重に管理を行うものとし、弊社に故意・重過失が明らかでない場合を除き、事由の如何を問わず、当該情報の流失、滅失等によりクライアント及び第三者に生じた損害について、弊社は一切の責を負わないものとする。
6. クライアント及び弊社が本サービスを通じて取得した、ユーザーのメールアドレスその他の個人情報は、情報登録を承認したユーザー自身に帰属し、クライアント及び弊社はユーザーによる当該承認の下、当該個人情報を本約款に定める本サービスの利用目的の範囲内で使用できるものとする。
7. 第6項に基づき、弊社は、いかなる内容といえども、本約款において特に明示的な定めのある場合を除き、クライアントに対し、クライアントが本サービスを通じて取得した個人情報を提供することは禁止されるものとする。

第11条 届出内容の変更及び開示請求

1. クライアントは、自らの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本サービス管理・担当者情報等の連絡先情報、クレジットカード、金融機関口座等の支払いに関する情報等、本サービスの利用に際して弊社に届け出ている内容に変更が生じた場合または誤りがある場合、変更予定日の10日以内にその変更内容を弊社に届け出るものとする。また、弊社は、クライアントが当該変更内容を弊社へ通知しなかったことによりクライアントもしくはその他の第三者に発生したいかなる損害に対しても、一切の責を負わないものとする。

2. クライアントは、弊社に対し自己の登録情報等の開示を求める場合、弊社が定める所定の手続きにより当該開示の申請を行うものとする。

第12条 ID及びパスワードの管理

1. 弊社は、クライアントが本サービスを利用する上で必要となる専用ID及びパスワードを、貸与するものとする。クライアントは、当該ID及びパスワードの管理責任を負うものとし、本約款に定める範囲を超えて当該ID及びパスワードを使用してはならないものとする。
2. 弊社が貸与するID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責はクライアントが負うものとし、弊社は一切の責を負わないものとする。
3. 弊社が貸与するIDもしくはパスワードの失念、遺漏があった場合、またはID及びパスワードが第三者に不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第13条 本サービスの利用

1. クライアントは、第17条第1項または第2項にかかる場合を除き、本契約の有効期間中、自らをして本サービスに関する次の設定を行うことが出来るものとする。
 - (1) 弊社が発行する、インターネット上の通信画面からの情報発信
 - (2) その他本サービスの利用内容に関し弊社が事前に定める項目の設定
 - (3) 申込み時に弊社に届け出た一部情報の変更
2. 本サービスに関して、明示、黙示を問わず弊社による保証はなく、その提供される時点で有する状態のみ提供されるものとする。但し、日本の法律による適用がある保証で、その適用の排除ないし制限が認められないものについては、その限りではない。
3. 本サービス内で提供するコンテンツの品質及び成果に関するリスクは、クライアントの負担とする。但し、この場合は第2項の但書を準用する。
4. クライアントは、データの毀損等に備えるため、予め自己の責任の下、必要に応じてバックアップのための複製作成、その他の保全措置を講じるものとする。
5. クライアントは、弊社より本サービスの提供を受けた後は、技術的に自ら設定、管理、操作を行うことが不可能な場合を除き、自己の責任の下、本サービスにつき自ら良識ある運用を行うものとする。但し、クライアントは、第14条第2項または第26条第2項等の所定の場合に限り、各自の約定に従い弊社にその運用の一部を委託することが出来る。そのほか、特に明示的な定めのない場合の弊社によるサポート等については、本サービスの対象外とする。
6. クライアントは、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用する為に必要となる、情報通信を行うための設備、端末等を調達し維持するものとする。
7. クライアントは、本サービスを利用出来ない場合、自らの設備、端末等に異常、故障等が無いことを確認した上、弊社に対しその旨を弊社の指定する方法により通知するものとする。
8. クライアントは、本サービスを利用し、もしくはそれに関連して第三者と商品・サービス等の取引を行う場合、法に定める表示義務を遵守する等、諸法規に照らし健全な取引行為を行うものとする。さらに、当該取引に関しクライアントと第三者との間で損害もしくは紛争が生じた場合、弊社は当該クライアントや当該第三者に対し、一切の責を負わないものとする。
9. クライアントは、本サービスに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自らの費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、これに関連して弊社に損害を与えた場合は、弊社に発生した損害を賠償するものとする。
10. 本約款におけるクライアント及び利用者の責任及び制限に関する各条項は、本契約の終了後も継続して完全な効力を維持するものとする。

第14条 本サービスの種類と内容、提供範囲

1. 本サービスの内容、使用方法等については、本約款のほか、各自の利用案内（マニュアル等を含む）を通じ定めるものとし、次の事項については、本約款及び各利用案内等に明示的に定めがある場合を除き、利用者に提供されないものとする。
 - (1) 本サービスの利用を通じ導入した端末その他の機材における消耗品の供給
 - (2) 本サービス及び本サービスに関係した他社のハードウェア及びソフトウェアに関する問合せならびに障害対応等
2. 弊社は、クライアントに対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部または全部を、弊社の判断により第三者に再委託することが出来るものとする。この場合、弊社は、当該再委託先に対し、再委託業務の遂行について、本約款等による弊社の義務及び責任と同等の義務及び責任を負わせるものとする。

第15条 サービスの変更およびオプション等の追加

1. クライアントは、弊社の指定範囲内において、サービス利用開始日以後、サービスの変更、またはオプション等の追加もしくは削除（以下「サービスの変更」という）を申込みすることができるものとする。
2. クライアントがサービスの変更を行う場合、当該時点でクライアントに残存する債務は全て当該申請時に清算を行うものとする。
3. サービス利用開始日以後、設定可能なサービスの変更の申請を受けた場合、もしくは第4項の場合を除き、弊社は、所定の期間内にクライアントが希望するサービスの変更を行い、当該クライアントにその通知を行う。
4. 弊社は、技術的、事務手続的に困難である等、弊社の業務遂行上支障があるときは、第1項の申請への対応に必要な相応の時間を要し、申請を承諾しない場合がある。

第16条 通信利用の制限

1. クライアントによる行為または当該行為による二次的な結果として、弊社のサーバーに過大な負荷を与えた場合に、弊社はクライアントの本サービスの利用を制限することが出来る。また、当該制限に伴い、クライアントもしくは第三者に発生した不利益等について、弊社は一切の責を負わないものとする。
2. 存在しないメールアドレスを作為的に登録し、メール送信を行った結果として、弊社サーバーがエラーメール処理に要した費用は、不正行為を行った当事者に請求出来るものとする。

第17条 本サービス提供の中断または中止

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの提供の全部または一部を中断または一時中止することが出来るものとする。
 - (1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法8条に定める措置をとるとき。
 - (2) 前号規定の法律上の要請如何にかかわらず、通信需要の著しい増加等に対処するため公共の利益を優先する必要があると判断されるとき。
 - (3) 火災その他の事故により、電力供給、通信、交通手段等に障害、遅延が発生し、または発生するおそれがあるとき。
 - (4) 弊社の電気通信設備で使用するソフトウェアに瑕疵が存在したとき、またはウィルス配布、クラッキング等を受けたとき。

- (5) 弊社の契約先業者変更に伴う電気通信設備の修正、変更等により、やむをえない事由が生じたとき、その他、弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむをえない事由が生じたとき。
 - (6) 本サービスに関連する弊社指定のサーバー、その他弊社が運用もしくは管理する設備の保守を定期的または緊急に行う場合。
 - (7) 本サービスに関連する弊社指定のサーバー、その他弊社が運用または管理する設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他本サービスを提供出来ない事由が生じた場合。
 - (8) 法令による規制、司法命令等が適用されたとき。
 - (9) 利用者による行為または当該行為による二次的な結果として、弊社のサーバーに過大な負荷が生じたとき、または生じたと考えられるとき。
2. 弊社は、クライアントによる本サービス利用の対価の支払が所定の期限内に為されない場合に、当該クライアントに対する本サービスの提供を停止することが出来る。但し、利用料金等の未収期間が最大で3ヶ月間を超えない範囲で、かつ未収分を全て清算した上、クライアントからの申請がある場合に、弊社は、弊社の裁量により当該クライアントに対する本サービスの提供を再開することができるものとする。
 3. クライアントが、前項により弊社から本サービスの提供を停止された場合、本サービス利用の再開を申請するか否かにかかわらず、弊社に対し、契約期間内の利用料金等の清算を行うものとする。
 4. 弊社は、第1項もしくは第2項の規定により、本サービス提供の中断または中止によって生じたクライアント、ユーザー及び第三者の損害につき、一切の責を負わないものとする。

第18条 禁止事項

クライアントは、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) 第三者及び弊社の著作権、肖像権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは弊社の財産またはプライバシー等を侵害する行為。
- (3) 第三者もしくは弊社に対する誹謗、中傷または名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 第三者もしくは弊社に不利益または損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) アダルト、わいせつ等、公序良俗に反する内容や行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 公職選挙法その他関係法令に違反して本サービスを利用し、選挙活動を行う行為。
- (8) 本人からの承諾を得ることなく勝手に他人のメールアドレスを弊社指定のサーバーに保存、登録する行為、またはその恐れのある行為。
- (9) 第三者による本サービスの利用を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 弊社に対して虚偽の申告、届出を行う行為。
- (11) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) 弊社が貸与したIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、またはその恐れのある行為。
- (13) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して、ねずみ講もしくはチェーンメールに該当する情報を提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (14) 不正アクセス禁止法及び特定電子メール法に抵触する行為。
- (15) 法律、法令もしくは条例に抵触する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連してコンピューターウイルス等有害なプログラムを使用するもしくは提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (17) 猥褻・猥雑な内容、品性を欠く、罵詈雑言に類する表現。
- (18) 民族的差別及び人種差別内容、表現。
- (19) 他人になりすまし、もしくは代表権や代理権が無いにもかかわらず会社などの組織を名乗る行為。
- (20) 本サービスの利用目的を離れて他の利用者の個人情報を収集し、もしくは情報を蓄積する行為。または行おうとする行為。
- (21) 本サービスを利用した、二次的な不正利用、アカウントの転貸、またはそのおそれのある行為。
- (22) 本サービスを利用して知り得た個人の情報を本サービス以外の類似サービスに転用する行為。
- (23) 前各号に定める行為を助長もしくは推進する行為。またはそのおそれのある行為。

第19条 弊社による解除

1. 弊社はクライアントが次のいずれかに該当した場合、本契約の有効期間中といえども、何らの通知なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することが出来るものとする。
 - (1) 本約款による条項、マニュアル等の記載事項、弊社からの指導のいずれかに違反したとき
 - (2) クライアントによる弊社への本サービス利用の対価の支払いが所定の期限内に為されないとき、または当該支払いに関するクライアントの信用力が著しく低下したとき
 - (3) 監督官庁により営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - (4) 破産申し立て、商法上の整理開始の申し立て、特別清算開始の申し立て、民事再生手続開始の申し立て、会社更正開始の申し立ての事実が生じたとき
 - (5) 第三者により仮差押、仮処分、強制執行を受ける等、資産状態が極度に悪化したとき
 - (6) 解散、合併または営業の重要な部分を譲渡したとき
 - (7) クライアントが個人事業主である場合に、当該クライアントが死亡したとき
 - (8) その他、弊社がクライアントとして不適当と判断したとき
2. 弊社は、クライアントが本約款に違反したとき（クライアントによる本サービス利用の対価の支払いが為されないときを除く）は、相当な期間を定めて当該違反についての是正を勧告し、当該期間経過後なおも当該違反が是正されない場合、本契約を解除することが出来るものとする。
3. 前2項に定める解除事由が生じた場合、既に発生した本サービス利用の対価等、クライアントが弊社に対して負う一切の債務につき当然に弁済期が到来したものとみなす。但し、その際の清算方法等に関する定めについては、第6条に定める方法を準用するものとする。

第20条 クライアントによる解除

1. クライアントは原則として初回契約時は、1ヶ月間、2回目以降の更新時においては、1ヶ月間は、中途解約できないものとし、契約を更新しない場合には、各契約期間満了日の属する月の前月の末日までに所定の手続きにより弊社へ解約の通知を発信し、弊社が当該通知を受信することで解約できるものとする。
2. 第1項によりクライアントが解約する場合、クライアントは解約を通知した日を含む契約期間の末日までの利用料金を弊社が指定する方法で支払うものとする。
3. 第10条第7項に基づき、解約時におけるサーバー内のクライアントに関するデータは、一切返却を行わないものとする。

第21条 弊社の免責

1. クライアントまたはユーザー側の使用する通信環境もしくは通信機器の障害や制限、もしくは利用者の過誤等、その他事由の如何を問わず、クライアントが発信すべき情報が正常に送信されないか、またはユーザーが当該情報を受信出来ない場合に発生した損害について、弊社は、クライアント、ユーザー、その他の第三者に対して一切の責を負わないものとする。
2. 弊社は、本サービスで提供する如何なるコンテンツについてもその完全性を保証するものでなく、本サービスに関連してクライアントが第三者に損害を与えた場合、またはユーザーと当該第三者との間で紛争が生じた場合、弊社は、クライアント、ユーザー、その他の第三者に対して一切の責を負わないものとする。
3. 弊社は、次のいずれかが発生した場合でも、クライアント、弊社指定のサーバーに登録された電子メールアドレス及び第三者に対して一切の責を負わないものとする。
 - (1) 本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止
 - (2) 本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等
 - (3) 弊社指定のサーバーに登録された電子メールが本契約の終了後に本サービスにより送信されること
 - (4) サードパーティ提供による接続アタッチメント等の使用における不具合・その他機器の故障等
 - (5) クライアントが本サービスの利用を通じ任意にユーザーに提供する情報、ポイント、または特典等のサービスの内容及び成果
 - (6) その他本サービスに関連してクライアント、ユーザー、その他の第三者に発生した一切の損害
4. 弊社は、ユーザーその他の第三者からの苦情、問い合わせ等に対応し、または、当該苦情、問い合わせ等をクライアントもしくはクライアントが指定するものに取り次ぐ等、ユーザーその他の第三者に対して直接対応する義務を負わないものとする。
5. 弊社は、クライアントが使用するサードパーティ提供の機器及びソフトウェアに関し、弊社が提供するマニュアルに記載される以外の機器や使用方法について、一切動作の保証を行わないものとする。
6. クライアントが登録したデータの著作権法上の権利は、元々の著作権者に帰属するものとし、弊社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとする。

第22条 広告の受信について

1. クライアント及びユーザーは、所定の手続きを経ることにより、自身の任意により、弊社が発行する広告を受信することが出来る。

第23条 ポイントについて

1. 弊社は、本サービスを提供するにあたり、クライアント及びユーザーに対しポイントサービスを機能の一部として提供する。
2. ポイントは、弊社が定める付与数または付与率に従い付与され、付与のタイミング、ポイントの有効、無効のタイミングなどのポイントに関する条件すべてを決定する権利は弊社が留保するものとする。
3. ユーザーに付与されたポイントは、別途弊社が定める換算率と単位をもって、クライアントのサービス対価代金（消費税含む）のうち一部または全部の支払方法として利用できるものとする。
4. 前項に定めるサービス対価代金の支払方法として消費されたポイントは、その全部を当該クライアントに付与するものとする。
5. クライアントに付与したポイント数、ユーザーが使用したポイント数およびポイント数の残高は、弊社所定の方法によりクライアントに通知するものとする。
6. クライアントが保有するポイントは、別途弊社が定める換算率と単位をもって弊社所定の方法により金品と引換ができるものとする。クライアントが指定する金融機関へ送金する場合には指定口座の名義人はクライアント本人に限定され、また振込手数料はクライアントが負担するものとする。
7. 第19条、第20条に該当する場合、また第21条に該当する場合においてクライアントは保有するポイント、特典等利用に関する一切の権利を失うものとし弊社に対して何らの請求権も取得しないものとする。

第24条 本サービスの各コンテンツに関する著作権等

1. 本サービス及び本サービスに関連したドキュメント等の文書に関する知的財産権その他一切の権利（外部提携先等に属するものを除く）は弊社に帰属し、法律および条約による保護を受けるものとする。
2. 本サービスは一つの製品として許諾されており、クライアントは各サービスの構成部分の一部分を、それぞれの利用目的に反し分離して使用、もしくは第三者に提供することは出来ないものとする。

第25条 譲渡の禁止及び名義変更

クライアント及び弊社は、本約款及び本契約に関する自らの権利及び義務を第三者に譲渡、質入れ、担保の用に供する等の処分を行ってはならないものとする。

第26条 問合せへの対応方法と免責

1. 弊社及びその従業者は、必要に応じ専門の窓口を設け、クライアントの本サービスに関する設定、操作等の問合せを受け付けるものとする。但し、クライアントによる当該問合せは、弊社の指定する手段をもって行うものとし、弊社は当該窓口の営業時間内に返信を行うものとする。また、問合せの内容により、弊社は対応もしくは返信のために必要な相応の時間を要する場合がある。
2. 前項により弊社が対応を行った場合で、弊社に予見出来たか否かを問わず当該対応の結果がクライアントの判断に影響を与え、それにより生じたクライアントもしくは第三者の損害につき、弊社は一切の責を負わないものとする。

第27条 準拠法

本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を適用とする。なお、本約款のいずれかの部分が無効である場合も、本約款の全体の有効性には影響が無いものとし、かかる無効の部分については、当該部分の主旨に最も近い有効な規定を、無効な部分と置き換えるものとする。

第28条 紛争の解決

1. 本約款または本サービスに関連してクライアントと弊社の間で紛争が生じた場合には、クライアントと弊社で誠意をもって協議するものとする。
2. 協議しても解決せず、訴訟により解決する必要が生じた場合、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第29条 雑則

1. クライアントは、本約款に定めるほか、弊社からクライアントに書面もしくは弊社が指定するWEBサイト上にて定める本サービスの利用に関する決まり、手引き、注意事項その他別途弊社の定める事項に従うものとする。但し、当該事項内に特に明示的な定めがなく、当該事項の内容もしくは販売代理店等が行った説明・告知等が、本約款の規定と矛盾する場合、本約款の規定が優先して適用

されるものとする。

2. 弊社は、クライアントの承諾を得た上で、クライアントの情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて外部に発表することがあるものとする。
3. 本約款は別紙「sunny good shops 機器貸与約款」を含むものとする。

sunny good shops 機器貸与約款

第1条 用語の定義

1. 「ビーコン」とは、弊社がクライアントに貸与する Bluetooth Low Energy の発信機器のことをいう。
2. 「NFC」とは、弊社がクライアントに貸与する Near Field Communication 通信規格に対応する ICタグ及び ICタグを貼付けたその台座を含む装置のことをいう。
3. 「機器」とは、弊社がクライアントに貸与するビーコン及びNFCのことをいう。

第2条 機器貸与契約の成立

1. 弊社はクライアントに対し、「sunny good shops 利用約款」第6条に定める本サービス利用開始のための設定及び本条で定める機器貸与契約の成立後に、クライアント店舗毎にNFC及び1台のビーコンを貸与するものとし、クライアントは本サービス利用にあたりこれらの機器を使用するものとする。クライアントは、貸与機器を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
2. クライアントは、本約款に同意した上で弊社指定の方法に従って機器貸与の申込を行うものとする。
3. 前項の機器貸与の申込を行うことのできる前提として、当該クライアントにおいて「sunny good shops 利用約款」第6条に定める本サービス利用開始のための設定が完了している場合に限る。
4. 弊社が前項の機器貸与の申込を承諾する場合には、クライアントに対して機器を引き渡すものとし、機器を引き渡した時点で、機器貸与契約が成立するものとする。
5. 前項に係わらず、クライアントに対して機器を引き渡した時点で、機器貸与契約が成立するものとする。

第3条 機器の利用環境

1. クライアントは機器を、弊社が推奨する環境下で利用するものとする。ただし推奨環境下であっても設置場所の状況、電気通信設備の状態、電波状況等により、通信の接続不良や接続中の通信が切断される場合がある。これらの事由により機器の通信ができず、クライアント及び第三者に損害が発生した場合でも、弊社は何らの責を負わないものとする。
2. 弊社は次の推奨外環境においての機器利用について、通信の品質を何ら保証しないものとする。
 - (1) 金属製の物質に囲まれた内部での利用
 - (2) 雨風にさらされる場所での利用
 - (3) 水の中での利用
 - (4) 霧など湿度の高い場所での利用
 - (5) 高温になる機器や設備の近くでの利用
 - (6) 電磁波、磁場の強い場所での利用
 - (7) 通電する場所での利用
 - (8) 空気中の浮遊粉塵が多い場所での利用
 - (9) 電池残量が乏しい状態での利用
 - (10) その他の電波の送信に支障の加わる場所での利用
 - (11) その他、機器の破損が起こりうる場所と弊社が判断する場所での利用
3. クライアントは、ビーコンを利用して送信された電子情報やNFCから読み取る電子情報が、電波状況等により破損又は滅失することがあることを承諾するものとする。
4. 前項に定めるほか、弊社は機器による通信の品質について何ら保証しないものとし、本サービスにかかる通信の切断、接続不良、遅延、制限等によりクライアント又は第三者に損害、費用、支出等が発生した場合でも、何らの責を負わないものとする。

第4条 機器の利用

1. 機器の設置は、クライアントの責任によって行われるものとし、ビーコンにおいてはクライアントの費用により2ヶ月に1度の電池交換を行うものとする。
2. 弊社は、運営上やむを得ない事由があるときに、クライアントに貸与した機器を交換することがある。
3. 弊社は、ビーコンに異常がある場合等、本サービスの提供に支障がある場合において必要があるときは、ビーコンが法令に定める技術基準に適合するかどうかについて計測テストを行うことができるものとし、クライアントは予めこれを承諾するものとする。
4. ビーコン利用について法令に基づく検査、通信規制、停止命令等がなされた場合、弊社はかかる指示に従うものとしクライアントはこれを承諾するものとする。

第5条 禁止事項

1. クライアントは、貸与機器の利用にあたり、次の行為をしてはならない。
 - (1) 貸与機器を分解し、損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡する行為、その他物理的に解体する行為、又はリバース・エンジニアリングその他の方法により解析を行う行為
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - (3) 弊社が貸与機器に登録した情報等を改ざんする行為
 - (4) 弊社、若しくは第三者が保有する、知的財産権その他の権利、名誉、信用、若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (5) 弊社及び他のクライアント若しくは第三者に不利益や損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) コンピューターウイルス等有害なプログラムを送信、掲載、又は使用する行為
 - (7) その他弊社が不適切と判断する行為

第6条 貸与機器の返却

1. クライアントは、本サービスが理由の如何を問わず終了した場合、または本サービス利用の解除及び「sunny good shops 利用約款」第6条に定める本サービス利用開始のための設定に不備が生じた場合には弊社の指示に従い、弊社に対して貸与機器を返却するものとする。この場合の返却にかかる費用はクライアントの負担とする。
2. 弊社は、ユーザーによるクライアントへの貸与機器の利用が2ヶ月間発生していないと判断した場合には、クライアントに対して貸与機器の返却を求めることができるものとする。クライアントは弊社の指示に従い、弊社に対して貸与機器を返却するものとする。この場合の返却にかかる費用はクライアントの負担とする。

第7条 メンテナンス

1. 弊社は、クライアントが使用する機器の破損、故障に関して、以下の場合に無償で修理又は交換を行うものとする。
 - (1) 取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた場合
 - (2) 機器に初期不良があった場合

(3) その他の破損、故障で、弊社が修理又は交換を認めた場合

2. 前項のメンテナンスの対象となる機器は、本サービスにおいて弊社がクライアントに貸与した機器に限る。

第8条 メンテナンス適用の対象外

1. 前条の規定は、機器の破損又は故障が以下の事由により発生した場合には適用しないものとする。

- (1) クライアントの故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失による場合
- (2) 使用による経年劣化の場合
- (3) 地震、火災、洪水、その他の災害、暴動等、不可抗力による場合
- (4) 公的機関による差押え、没収等その他法令の定め起因する場合
- (5) その他弊社が不相当と認める場合

第9条 修理交換費

1. クライアントの過失により機器が破損、故障した場合、弊社に対して別途定める機器修理又は交換にかかる料金を支払うものとする。